

ぎふ労働局  
通信 2023 5

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

非正規雇用労働者の  
賃金引き上げに向けた  
同一労働同一賃金  
の取組強化期間  
3/15～5/31賃金引き上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者  
及び非正規雇用労働者にも確実に波及させるための取組  
を集中的に行っています

## 県下の監督署で時間外労働の上限規制に向けた労務管理セミナーを開催します

平成30年の働き方改革関連法による労働基準法の改正で導入された時間外労働の上限規制が  
令和6年4月1日から完全施行となります。

すでに適用されている一般労働者の時間外労働の上限

1月の限度時間 (原則)	単月上限 (休日労働を含む)	複数月平均上限 (休日労働含む)	1年の限度時間 (原則)	1年の上限
45時間	100時間未満	80時間以内	360時間	720時間

現在猶予されている事業・業務の時間外労働の上限は、令和6年4月1日から次のようになります。

①建設事業	一般労働者と同じ（災害復旧・復興の事業の場合、月の上限の規制が適用されない）
②自動車運転の業務	特別条項付き協定を締結する場合、1年の時間外労働の上限は960時間
③医師	特別条項付き協定を締結する場合、月100時間未満（例外あり）、年960時間または1860時間（医療機関の指定区分による）

申し込みは  
こちらから

県内の7労働基準監督署では、それぞれの業務における上限規制や36協定の書き方、企業の取組事例の紹介などを行う労務管理セミナーを昨年度に引き続き開催します。また、前記以外の事業・業務における中小企業に労務管理セミナーについても同様に実施します。

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から申込みができますので、ご利用ください。

## 働き方改革推進支援助成金をご活用ください！

適用猶予業種対応コースは令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種を対象に、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

成果目標の達成



取組の実施



助成金の支給

働き方改革推進支援助成金

適用猶予業種等対応コース

労働時間短縮・年休促進コース

勤務間インターバル導入コース

労働時間管理適正推進コース

団体推進コース

申請期限：令和5年11月30日（木）

※予算の都合上、早まる可能性あり！

←新設！！  
（建設業・自動車運転者・医師）くわしくは  
こちら

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

**STEP 1** 暑さ指数の把握と評価  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

**STEP 2** 測定した暑さ指数に  
応じた対策を徹底

くわしくはこちら



## 「新はつらつ職場づくり宣言」事業所の『取組状況（アンケート結果）』『取組好事例』『宣言文例』の好事例を集めました！

「新はつらつ職場づくり宣言」は平成29年4月の事業開始から6年が経過し、登録企業は1,000件を超えました。

この宣言をさらに魅力ある制度とするために、宣言企業へのアンケートや好事例収集を行い、1冊の報告書として取りまとめました。

働き方改革を進めるヒントや宣言登録の参考にご活用ください。

「新はつらつ職場づくり宣言」  
～6年間の取組と今後の展望～



経営事務局

くわしくは  
こちら



## 「学卒関係求人取扱説明会」開催のご案内

令和6年3月新規学校卒業予定者（中学・高校・大学等）の採用計画のある事業所様を対象とした求人申込み手続きに係る説明会を開催いたします。

会場と日程はこちら



まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

## 労働保険は電子申請

イー・ジャックワークス  
ペパレス執事

私、ペパレス執事が  
無料で電子申請を  
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

くわしくは  
こちら



GビズIDなら  
電子証明書なしで  
労働保険年度更新が  
可能！

※詳しくは  
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能！  
カンタン・スピーディーに申請！  
ムダな時間やコストも削減！

令和2年4月から確定の法人について  
電子申請が開始されました。  
労働保険の移行は、電子移行が便利です。

※詳しくは  
こちら

## 就職氷河期世代を対象とする募集・採用について 年齢制限の特例期限を令和6年度末まで延長します

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている方も多いため、就職氷河期世代の正社員雇用を推進しています。

✓ 労働者の募集・採用時の年齢制限は、原則禁止していますが、**就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方**を募集対象とする場合は、**自社ホームページでの直接募集や求人広告等の活用も可能**としており、4月以降も本特例を延長します。

くわしくは  
こちら

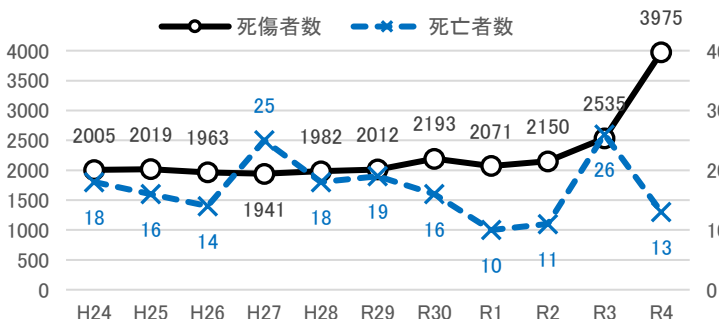


## データで見る「ぎふの労働」

### —令和4年の労働災害発生状況—

令和4年の県内における休業4日以上労働災害発生状況は、死亡者数については、13人と前年（令和3年）に比べて半減となりましたが、死傷者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3,975人と前年に比べて1,440人（56.8%）増加しました。

県内の労働災害の推移（平成24年～令和4年）



事故の型別では、新型コロナウイルス感染症も含む「その他」が1,740人で最も多く、次いで「転倒」641人、「墜落・転落」382人、「はさまれ、巻き込まれ」329人、「動作の反動・無理な動作」253人、「飛来・落下」127人、「激突され」126人の順で多くなっています。

